

公 示 送 達 書

地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達します。

なお、書類は当市役所税務課において保管しており、申出があればいつでも交付します。

令和8年7月31日

常滑市長 伊 藤 辰 矢

送 達 を 受 け る べ き 者		送達すべき書類の名称	摘 要
氏 名	通知書番号		
阿部 大祐	229288	軽自動車税 督促状 令和7年度	
阿部 大祐	229296	軽自動車税 督促状 令和7年度	
阿部 大祐	229300	軽自動車税 督促状 令和7年度	
阿部 大祐	228478	軽自動車税 督促状 令和8年度	
阿部 大祐	228486	軽自動車税 督促状 令和8年度	
阿部 大祐	228494	軽自動車税 督促状 令和8年度	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示をした日から起算して7日を経過したときに、 書類の送達があったものとみなされます。			